

西鶴「古典」化の経過

— 教授要目改正と『万の文反古』教材化 —

大久保 順 子

井原西鶴の浮世草子作品が大正期から昭和初期にかけて国語教科書に様々に採用されていく状況を、具体的に検証する中で、近代当時の翻刻テキストの刊行と普及、それらを通じた文学作品受容の問題¹⁾が浮かび上がってきた。明治期の帝国文庫『校訂西鶴全集』（博文館）以降、昭和初期の日本名著全集刊行に到る間、近世刊本の原文に比較的忠実な本文翻刻シリーズの刊行以前から、国語教科書に西鶴浮世草子が採用されてきているのである。明治期の教科書にはほとんど見られず、活字翻刻の刊行も過渡的状況にあった西鶴作品が、なぜ大正期から昭和初期の当時、国語教材に採用され始めたのか、という問題が残る。そこに関連して、本論では翻刻出版状況と並行するもう一つの動向——当時の国語教科書をめぐる状況を考察に加え、教材化の例をさらに検討していく。

1 西鶴作品評価と「中学校教授要目」改定

西鶴浮世草子の本文活字翻刻刊行の進展には、明治期における西鶴作品の「文学」としての評価の変化が影響し

ている。竹野静雄「明治初期西鶴批判の系譜」²⁾に、明治期に「嫌われていた」西鶴作品が「評価され直す」流れが窺える。明治前期には、「其言鄙俚、其意浅近」（依田学海『譚海』巻一）に代表されるような、江戸期の（さらには為永春水や曲亭馬琴と比べて劣る、という）戯作の一種、という西鶴作品の位置付けがある。こうした明治人の「西鶴無視、馬琴称揚」「明治前期の『西鶴嫌い』（竹野論）は、榊原芳野『日本教育史略』（明10）等、特に国文学の文学史観に強い態度と指摘されており、当時の学界・教育界への影響の大きさも偲ばれる。明治二十年代の硯友社や紅露の時代の「元禄復興」が始まると、馬琴『燕石雜志』が評価した西鶴作品の「写実の才」すなわち写実性が評価される。坪内逍遙『小説神髓』の小説論にも主張される「世態人情」の作品として、その後は自然主義文学的評価を受けていく。ただし、硯友社側を敵視する浪漫主義側（高山樗牛、北村透谷）の、道義的「反・好色物」な反感および封建道徳否定の双方からの西鶴批判も発生してくる。反自然主義的作家の系列でいえば夏目漱石も「馬琴好き・西鶴嫌い」の側であろう。明治末までに、そうした作品観の流れが生まれている。

勿論、尾崎紅葉等の『校訂西鶴全集』、大正期の幸田露伴『西鶴文集』など、本文の活字翻刻テキスト化を進めているのは西鶴評価・肯定派である。江戸文化愛好的な『浮世草紙』と比べ、大正期以降の日本古典全集や有朋堂文庫などでは、より原文に近い校訂が行われていき、昭和初期の日本名著全集が「ほぼ原文通り」の翻字を目指す。作品テキストの整理が、昭和以降の西鶴の実証的研究の基本を作ったといえるだろう。

一方、大正期には国語教育における「文学教育」の提唱とその議論が進む。その背景として、中等学校の国語教育における指導要領「中学校教授要目」の制定と改正の動向を考え合わせる必要があるとみられる。教育政策に対応した教科書教材の編集の改訂の過程で、国語教材としてふさわしい日本文学作品とは何かという議論が起こる。西鶴作品の教材化の潮流は、これら複数の要因が絡み合った時期に起こっているのである。

「中学校教授要目」に関する八木雄一郎の指摘³⁾を参照しつつ、明治期から昭和初期に起こった流れを、近世作品教材に関連づけて考えてみたい。明治二十年代の国語教育界では、訓詁注釈を重視する所謂「国学的伝統」主張派と、落合直文や上田万年らの「現代語」重視派との議論が盛んであった。近代国家の国民にふさわしい国語教育として

「作文」（明治における現代文）教育の必要性が主張され、その位置付けが問題となる。その当時の国語教科書には近古（中世）作品と合わせて、近世文教材が少なからず採用されている。

例えば『帝國讀本』（學海指針社、明26・9）の場合、尋常科用では卷之五第二十六課「名和長年」、第二十七課「毛利元就」や卷之六第八課・九課「徳川家康」、卷之八第八課「奥貫友山」、卷十八課「松下禪尼」等の伝記がある。高等科用ではさらに出典が示され、湯浅常山『常山紀談』（卷之一第三課「太田道灌歌道に志す」・第五課「松平信綱の幼時」・卷之三第二十八課「桶狭間の合戦」）、室鳩巢『駿台雜話』（卷之二第五・六課「源平の三烈士」・卷之三第二十七課「野田山ノ乞食」・卷之四第十二「みづくの文」等）、松平樂翁『退閑雜記』（卷之一第十三課「狐の皮をきたる老人の話」・卷之二第十一課「川内山のけしき」）の他、貝原益軒『大和俗訓』『初學訓』、太田南歌『假名世説』『三右衛門の誠』といった作品、柴野栗山の書簡文「立原甚五郎に寄する書」等も採用されている⁴。

これらの教材は、当時の作文の学習にも必要な和漢混交体の「文範」としての役割が考慮されており、修養的な内容の文章が多い。中世や近世の和漢混交体の教材は、当初は明治前期当代の実用的な「現代文」作文のための、比較的近い時代の文範であった。明治後期の諸メディアでの言文一致体の定着の進行とともに、実用的な作文の文体と「文範」の意識が変化する場合、国語教育の側も当然、その変化に対応せざるをえない。

最初の「中学校教授要目」制定の明治三十五年、国語科のカリキュラムに「国文学史」が（芳賀矢一等の働きかけもあり）設置され、国語の講読を「今文・近古・近世文」に限定、「上古・中古文」（所謂、古典）を国文学史で学ぶ、という方式になった。この教授要目は古語古文に偏重するものという批判を受けて明治四十四年にすぐ改正され、「国文学史」廃止と「作文」の重視を求める方向となった。国語読本や講読の教科書の構成が近古・近世・今文（現代文）となり、近世作品の収録はそのまま比較的多く引き続くことになる。

社会のメディアの多くの文体に口語文が定着する大正期に入ると、かつて主要な作文文体であった和漢混交体的「文範」と、実用的現代文の「だ、である」体等とが、次第に隔たってくる時期となる。国語教科書教材を巡る、「現代文（口語的）」教材と「古文（現代文に非ざる）」教材、という意識での論争も、この時期に始まってくる。当時

の『國語教育』『信濃教育』等の國語教育誌上で、垣内松三・藤村作・保科孝一らは「近世文学は國語教材たりえるか」について各々の意見を主張した。特に近世作品からの教材選択を肯定する藤村は、『大鏡』他の古典作品の教科用書を多数編集する中、既に頭注付の本文翻刻テキスト『抄本 日本永代蔵』（至文堂、大14・3）、『抄本 胸算用』（至文堂、大14・11）を、「高等諸學校の教科用書に充てる積りで」（『抄本 日本永代蔵』『凡例』）刊行し始めている。この『抄本 胸算用』巻末にある至文堂版『抄本 日本永代蔵』広告の文言には、

高等諸學校國語科に用ゐられてゐる古典は固より我が國文學の粹であらう。けれども國文學の大系を知るには他の代表的な著作にも目を通さなければならぬ。新定の教授要目は、これが為に近松・西鶴・馬琴等の作品をも講讀に適當なる教材として示してゐる。弊堂この度、藤村先生に請うて、國文學中の逸品を選び、教科用書に適當するやうに特殊な注意の下に抄録し、編纂し、註釋して、順次に出版することとした。

とあり、教授要目改定の動きを睨みつつ進められた教材化であることが窺える。結果的に、昭和六年の中学校指導要目改正では、國語の講讀教材に上代・近世、近代（現代）の全時代の作品を採用する方向となった。近世以前の和漢混交体の書き言葉を中心とする「古文」と、口語文の「現代文」という意識は、このような全時代的な教材配列がもたらす國文學史的な観点から生まれてきているのではないか。その後、昭和十二年の改正では、「國民精神の涵養」として、國語と「古典」の概念が法令化され、昭和十八年改正の指導要目について「古典トシテノ國文」が明言化され、前近代・江戸以前の古文作品にトータルに「古典」用語が冠せられていくような流れになるのであろう。

この後の変化については、佐藤泉⁶の指摘がある。昭和二十年代には終戦直後の民主化と戦前史觀の変更の影響から、文學史を一種の「文學の民主化」「世界文學への道」と置き換え、「社會の教師」文學的な文學觀が彩られたが、昭和三十五年の学習指導要領改訂後に「現代國語」「古典」が二大別されたことにより、「文化をその歴史性と社會性において理解する」「理解様式」が消えた（分断・断裂）、という。指導要目や指導要領が与えた政策的な枠組みと、それに基づくカリキュラムで指導する側・学ぶ側との相乗効果によって、「國語を学ぶこと」の意味付けは

変化していく。昭和初期頃の「現代文」と「古典」を分ける認識の整理により、「古文」「古典」の意味もまた、大正以前や近世以前とは大きく変化したと考えられるのである。教科書を含めどのような形で作品を学んだかということは、以降の受容者の作品観や文学観にも当然影響を及ぼすであろう。

「古典」が「典」であるという本来の意味を近世以前の日本の伝統的枠組で考えるならば、本来「俗」の文学である俳諧や西鶴浮世草子は「雅」ではなく「典」ではありえない。ましてやその「曲流文」は作文の「文範」でありようか——すなわち「古典」とはいえなかったものを「古典」の作品として扱うことには抵抗があるはずだ。明治前期の国学者や文学者の「西鶴嫌い」、国語教育者たちの「文学として」「文学教材として」の抵抗感の要因は、十分に理解できる。だが、中学校指導要目の制定と改正を経て、「国文学史」全体の中の「近世の文学」の「西鶴」という位置付けが出来、その位置付けは国文学史の科目廃止の後も、「古文」また「古典」なる講読教材として国語教科書に定着し、さらに戦後にまで残ったことになる。言文一致体の定着した大正期以降の「現代文」「古文」教材論争を経た「古典」教材の位置付けは、「文学」としての研究が進展しつつあった西鶴作品を一つの「文学教材」として認定する作用として働いたのではないか。西鶴作品が大正末〜昭和初期の教材採用で増加した要因の一つとして考えられる所以だ。

2 『万の文反古』の教材採用と作品観

この大正末〜昭和十年代に国語教科書に採用された西鶴作品に、元禄九年（一六九六）刊の『万の文反古』がある。五巻五冊、西鶴没後に刊行された第四遺稿集で、「今の世間の状文」（序）を集めた形の、書簡体の短篇十七章からなる。今日においても「今の世のさまざまな「人の心」が、それぞれの書簡の中に具象化される」作品として、「候文体に慣れさせずれば、ごく一部の作品をのぞき、現代の読者にもすこぶる読み易い作品だといってよいであろう」と評されている⁷⁾。戦前の国語教科書では、以下に報告する高野辰之編『女子國文讀本』（光風館書店、大12・

11、12月訂正再版)以降、金子彦三郎編『昭代女子國文』(光風館書店、昭8・8)巻九「代筆は浮世の闇」(巻三の三)の他、藤村作編『帝國新國文』(帝國書院、昭8)巻十「安立町の隠れ家」(巻二の二)等の採用例がある。教材に多い『日本永代蔵』等と比べて、『万の文反古』の採用例そのものは多くはなく、戦後の国語教科書(昭22(平15))においても、西鶴作品の採用例四六〇例中六例に留まる⁸⁾。だが、教材及び教授指導書から当時の国語教育の状況が窺えるものであるため、本論では前述の背景を踏まえつつ、この作品の教材化の様相を検討する。作品テキストがいかなる教材として設定され、受容と解釈に影響しているのかを考えてみたい。

高等女学校四年用の国語教科書、高野辰之編『女子國文讀本』巻八の「二一 娘自慢」は、『万の文反古』巻二の一「縁付まへの娘自慢」を採用した教材である。

大正十二年の当時までに、『万の文反古』活字翻刻本文で既に刊行されているものは、尾崎紅葉・渡部乙羽校訂の帝國文庫『校訂西鶴全集 下』(博文館、明27・6)、村瀬兼太郎編『西鶴集』(図書出版協会、明43・10)、幸田露伴編『西鶴文集』(博文館、大2・1)、藤井紫影校訂『西鶴文集 下』(有朋堂文庫、大3・3)等である。本作品は題簽の外題「西鶴文反古 世話文章」と自序「西鶴筆らしい版下により、明治前期から全編がまとまって活字化されており、『西鶴諸国ばなし』の場合⁹⁾と違い、五巻五冊の全体を早くから把握されていた作品とみられる。大正期の教科書であれば、昭和初期の日本名著全集『西鶴名作集』より前の本文を参照している可能性が高い。

しかし当時の研究者の間では、「遺稿集」として今日の研究でも議論される「西鶴作か否か」の問題が問われ、作品評価そのものが分かれている(以下、引用箇所は傍線は引用者に拠る)。

藤岡朔太郎『近代小説史』(大倉書店、大6・1)は「書簡によつて事實を知らしむること薄雪物語に似たり。唯その書簡の一つ一つ別のものなるを異なりとす。而してその文章は普通の西鶴のと異なり、又各書簡の終に附載したる解釋の短文も西鶴らしからず。偽書なり。」(第三編「元禄時代」第三章「西鶴の著書」第六種「偽書」とする。鈴木敏也『西鶴の研究』(天佑社、大9・2)は、「典型に陥らず、實に自由奔放の體を以て、委曲よく齟齬を分つるの概がある」「文彩構想共に西鶴が從來の作品に比して遜色のないのみか特異あるものである」としながらも、「如

何にしても見逃すべからざる批難は、各々文章の結末に數行の附書がある」点を「暗倒面」とし「かゝる解説はむしろ無くもがなと思はれる。讀者は本文に於て既にこれだけの感得を享受すべきである。かゝる説明的表現は藝術的價值から云つて意義の淺いものである」と見て、「かの着想は西鶴のもので、行筆は弟子のものとの判定のあるのも、かゝる消息を憶測したものであらう」(第七章「所謂西鶴本について」と指摘する。鈴木は作品の文学性を認めつつも、藤岡と同様に「附書」部分を否定的に評価している。この話末の評文が「情趣を害つてゐる」とする見方は、山口剛の日本名著全集『西鶴名作集 下』(昭4・10)解説にも示され、山口解説は版下や序文の問題点も含め西鶴作説への疑問を改めて呈している。佐々政一『近世國文学史』(太陽堂書店、大12・6)も「恐らくは團水の筆に成つた部分が多いのであらう」(第二篇「近世前期」第四章「西鶴の浮世草子附假名草子」と指摘する。

作者を不審としつつ、作品の肯定的評価もある。水谷不倒(西鶴生前筆説)と片岡良一(偽書説)の議論を引き「まだく、偽書と斷ずるのは早からう」とする正宗敦夫『日本古典全集 西鶴全集第十』解題(昭3・3)は、「斯かる書簡體の小説は從來西鶴は著はしてゐぬ。是れまでに例のない新手を出して偽書をする」と云ふ事は普通ではない行き方では有るまいか」「私は此の書の出版の遅れしもむしろ此創意を本屋が受け入れかねて乗り氣に成らなかつた為かと思ふ」とし、「殊に内容は面白い作品である。よしや偽作でも捨つるには惜しい。まして其確證なきに於ておやである」との評価の下に西鶴全集に採録したとする。また、笹川種郎(臨風)『近世文藝志』(明治書院、昭6・1)は、「明かに西鶴の作として傳へらるゝ」もので「西鶴の筐底から拾ひ集めたものであらうから、他の書の如く一貫した趣旨の下に述作せられたものではない」「多少他人の輔弼あるやの疑もあるが、主に西鶴の筆になつたものと云つてもよからう」(第三章「上方の小説」三「浮世草子」と位置付ける。本格的な本文研究は後の暉峻康隆『日本の書翰體小説』(越後屋書店、昭18・8)で進展することになるが、それ以前から作品の「面白さ」は支持されてきた。

「娘自慢」を収録した『女子國文讀本』編者の高野辰之(一八七六―一九四七)は、唱歌「ふるさと」「もみじ」「春の小川」などの作詞などで有名な国文学者で、東京音楽学校教授や大正大学教授を歴任し、国語教育誌『信濃教

育」等でも活躍している。後に高野は『江戸文學史』上卷（東京堂、昭27・4）の「第二編第四章 散文界 四 小説」の項目において、次のような解説を行っている。

萬の文反古 五卷だけは全巻手紙から成つて、世の裏面の觀察に精透深酷を味ひ得るもので、一に西鶴文反古といふ。省略に附するに忍びないので、左に一例を掲げる。

（中略 ※引用者注 以下、「縁付まへの娘自慢」一話本文を引用）

此類で、多方面の世相を示す状文の集で、題箋の小書に世話文章とある通りのものである。（中略）とある西鶴の自序によつて内容が知了せられるであらう。（18 雜著）

殊に本作品の中で卷二の一に言及し「世の裏面の觀察に精透深酷を味ひ得る」とする作品觀を呈示している。編者にとつては興味深く「思い入れ」のある作品であるとみられ、西鶴作品を教材化するにあたり、殊にこの一話を「味ひ」ある話として選択した、ということも考えられる。

この国語教材「娘自慢」とはどのようなものであるか、以下に本文を掲げる。（以下、引用における本文の改行箇所、用字、振り仮名などは教科書本文に従い、引用者の説明上、傍線部や番号を付した。）

二一

娘自慢

井原西鶴

貴札忝く拜見仕り申し候。殊に煮海老一籠、濱焼鯛二枚御意にかけられ、毎度御心入れの段淺からず存じ奉り候。内々祇園かけて御上りなさるべき由、相待ち申し居り候處に、お初縁付相極まり目出度存じ候。殊に先様手前者、珍重に存じ候。さりながら問屋は大方落ちつかぬものに候。此の上ながら、よくく御聞合せなされ遣はさるべく候。家藏の白壁、絹布の不斷着、世間を専らにして振舞ひ、數寄つくり、庭鞠・楊弓・連俳・藝能に名を取る人、世の聞えはよくて、内證悪しきものに候。さやうの人、京にも數多御座候。兎角婿は不足に思ふ程なるが勝手よく候。其の子細は年中附届け先様より立派を好み、鏡の餅に平樽、鯛一本、祝儀を取集めて、つい小男に一荷にして送りければ、半紙一折、錢三十包みて取らせ、遠い所を太儀、茶呑んで往ねと言うて濟む事に御座候を、一番男の六尺揃へて、絹物着せたる腰元に、祝儀の目錄高蒔絵の長文箱に入れ、唐總の

色を飾りて持たせ、是に附けて、置綿被^{おきわたき}たる仲居女に口上いはせ、式々に仕掛けぬれば、抓み錢にてはやられず、腰元に銀子一兩、小杉一束、女に銀三匁、畝足袋^{うねたび}一足、男どもに銀二匁づつ出して、取繕うて吸物よ酒よ看よと、書出し時分忙しき中に、商賣の邪魔といひ、外聞ばかりに物入り、此の如くの取りやりは、千貫目よりは、上越す慥なる身代の人のする事を、一拍子違へば手叩いてしまふ僅五十貫目七十貫目の小商人の我を知らぬ奢と存じ候。必ず母親跡先なしに人目ばかり思ひて、手前^①の費えを構はず、棟の高き家の婿の自慢して買調へて、年中の遣ひ物目に見えずして、大きなる費えに罷成り候。

他人口からは申されぬこと、唯今迄のお初を育てやう、我等一つも氣に入り申さず^④。何の町人の入らざる琴、小舞・踊迄を習はせ、歌舞伎者のやうに御仕立、理もなき事に存じ候。我々づれが娘は、さながら下司働きこそさせまじ、似合ひたる手業、眞綿摘ませ、糸屑なりとも捻らせ置けば、見えふんはよくて世帯の爲になり申し候。今程は此處許の新在家の衆さへ、庭の片隅に下機を立てられ、兩替町に諸職人に借家出来申す事、昔は無い事なれども、算用づくにて皆々住居を變へられ、内儀の花見月見にも大乗物をやめて、其の用の時ばかり辻駕籠を借りて、小取廻^⑦しにして出られしも、時代にて見よく候。

承り候へば、お初こと、四人揃へ紋付單物着せて、外は普通にて内を金砂子^{きんすなご}に草花畫きし乗物に、時々^⑧の仕出衣裳ひけらかし、天王寺の櫻、住吉の汐干、高津の涼み、舍利寺參り、毎日の芝居見、さりとは無用に存じ候。此處許にも衣の棚に一人娘を自慢して、人の見返るを喜び、歴々の身代つぶし候。是母親心柄に候。此の度買物注文見合せ、我等同心に存ぜず候。先づ以て結構過ぎ候。貝桶に渡りの緞子蓋無用に候。這子^⑩雖も御望の通りには二百七十匁に出来申し候へども、外手道具時代物入らぬ事に候。嫁入りは新しき紋付よく候。扱又鹿子^⑪のいろく、十二迄は無用に存じ候。とても着申す物にはあらず。數を揃へて持つたといふ分に候。是も本石地^⑫で木下の艶鹿子は十二の内にて六百四五十匁の違ひあり。是によつて私才覺致し、さる御方御息女死去なされ、其のあがり物を調へ遣し申候。此の外は其許お内儀よこれぬ上着ども脇明けて物數に致さるべし。袖下の短きを誰吟味する者なく候。

我等かやうに始末心をつけ申すこと、お内儀お不足に思召し候はんずれども、我等も姪が事なれば、悪しかれと存ずる事にあらず候。今度買物の銀子取替へ申すにつき、迷惑さに申すには神ぞ神ぞ御座なく候。小夜着小蒲團二通りは此方より仕立て取らせ申し候。

私の思案に落ちつき申さず候は、先様より敷銀かつて望なく、萬事拵へ綺麗と申し候を合點まゐらず候。尤も銀を好み申し候は宜しからぬ事ながら、今の世の風儀に御座候。これも亦女は形によりて、物ずきに男の方より拵へして呼ぶも御座候へど、是は格別に候。私姪ながら、さのみ生れつきよいともいはれず、しかも片足ふそくあつて餘程目に立ち申し候を、敷銀なしに、親仁の心入れ頼もしきを親類なるを満足と申すは、いよく同心に存ぜず候。貴様に金銀こそなけれ、三箇處の家屋敷、唯今では七十貫目餘りがものあれば、何ぞ請取事して、其の請人に立て申す心ざし見るやうに候。つねづね其の心得なさるべく候。最早結納⑩たのみをお取りなされ候上はいやがならず候。随分仕立ておくり申さるべく候。私は左様のよい衆つきあひ嫌ひに御座候。始めから差出申すまじく候。何れとも近日罷下りて申し上げ候。以上。

六月二十一日

兵庫屋平九郎

兵庫屋平右衛門様 尊報

此の文の子細を考へ見るに、京へ縁組の買物を申し遣しける、此の娘の為には伯父かたと見えたり。此の者の申す如く、一代に一度の大事、念を入れて後約束申すべき事ぞかし。今程世間に見せかけのはやる事なし。表向内證のそろばん入れてからは、大方三五の十八。(萬の文反古)

なお、本文の語句については、以下の頭注がある。

井原西鶴 江戸時代著名の小説家 元祿六年歿年五十二 / 祇園 京都の祇園祭 六月に行はれた / 一番男の六尺 身の丈の高い駕舁 / 畝足袋 さらしの布に色糸で畝のやうにさしてあるものでこしらへたもの / 千貫目 銀 當時銀六十匁で金一兩 / 新在家 羽二重の織元の居つた所 / 舍利寺 天王寺に近くある黄檗宗の寺 / 見合せ 見つくるひ / 神ぞ神ぞ 自誓の詞 / 敷銀 持參金

3 「娘自慢」教材の特質と指導書にみる作品受容

先稿のように教科書本文が刊本原文と異なる箇所は、本教材においても見られる。前述の当時の『万の文反古』翻刻テキストの例、すなわちA帝国文庫『校訂西鶴全集 下』、B日本名著文庫『西鶴集』（圖書出版協會）、C幸田露伴編『西鶴文集』、D有朋堂文庫『西鶴文集 下』、及び大正十二年以降のE日本古典全集『西鶴全集第十』、F日本名著全集『西鶴名作集 下』の本文と、元禄刊本の原文（「刊」とする）とを比較してみる。

教科書本文には、まずF日本名著全集や刊本原文の用字と異なる箇所がある。②「婿の自慢して」（AB智の自慢して／CDE刊F智自慢して）や、元々意味のつながらない刊本原文やFの「我等ひとつも気に入申」を修正する④「我等一つも気に入り申さず。」（ABC我等ひとつも気に入り申さず／DE我等ひとつも気に入り申さず ※同様に修訂）、⑥「下司働きの」「下司」（AB下司はたらき／DE下司はたらき／C刊F下子はたらき）など、原本のとおりでなく、異同や修訂のあるADEに近い本文の箇所が見える。

②「罷り下りて申し上げ候」（AB罷りくだりて申上候／D罷り下りて申上候、／C刊F罷りくだり可申上候）では、原本の「可」をABDは「て」と読んでおり、教科書本文もそれらに拠ったかとみられる。また、教科書の⑫「出来申し候へども、外」は、DE刊Fの「出来申候其外」（C出来申候、其の外）と大きく異なる箇所だが、AやBが原文の「其」を「共」と読み「出来申候共、外」としている。教科書は「候共外」とするいずれかの翻刻を参照して訓読し「候へども、外」としたのではないか。これらの点から、「娘自慢」本文はA帝国文庫本やB日本名著文庫本、D有朋堂文庫本等の本文を参照している可能性が考えられる。

ただし、どの翻刻本文にもない教科書独自の改変や当て字の箇所が、やはりある。

用字については、③「お初を育てやう」（ABおはつをたてやう／Eおはつ育てやう／CDFおはつそだてやう）や⑤「理もなき事に。」（ABCDE理Fわけもなき事に）、⑧「外は普通にて」（ABCDEF刊F外はつねにて）、⑯「最早結納を」（ABDEFもはや頼みを／Bもはや頼を）など、原文にない漢字を独自に当てている。「普通」や

「結納」などは特に、原文のかなや用字そのままを尊重するよりも、漢字を当てることで近現代の読者にも意味をわかりやすくしたものとれる。

また、翻刻書が共通して修訂している④のような例以外の、教科書独自の本文の改変箇所は、①「手前の費えを構はず」の「費え」で、原文とABCDEFは「しつゝゐ」、DEは「失墜」である。⑨「草花書きし乗物に」(AB草花書きし乗物に／CD草花書きし駕籠に／E草花書きし駕籠に／F草花書し駕籠に)は、Aと同じく「乗物」としつつ「書きし」としている。⑩「人の見返るを喜び歴々の身代つぶし候」は、AB同様「身代つぶし」(CE身体をつぶし／D刊F身代をつぶし)としながらも、DE同様「見返る」(ABC刊F見帰る)、「つぶし候」(ABCDE刊Fつぶし申候)としている。⑬「始末心をつけ申すこと、御内儀」は、Fや原文では「始末心を申事定めて御内儀」の衍字の有る箇所であり、AB「始末心を申事、定めて御内儀」CDE「始末心を申す事、定めてお内儀」は修正しているが、教科書では「つけ申すこと」とし「定めて」が無い。⑭「七十貫目餘りがものあれば」は、CDEF「七拾貫目餘が物なれば」よりもAB「餘が物なれば」の「あまり」に近く、「なれば」が「あれば」になっている。⑮「此の娘の為には」(ABCDE刊F此娘がためには)や⑯「心得なざるべく候」(ACDE刊F心得なされべく候)⑰「申さるべく候」(ABCDE刊F申されべく候)、⑱はやる事なし(ABCDE刊Fはやる事はなし)のような、助詞や活用の部分の違いは、語調を調えるための改変であろうか。それ以外にも、⑦「小取廻し」(ABCDE刊Fことりまはし)⑩「這子雛」(ABCDE刊F奉公雛)⑫「本石地で木下の艶鹿子は」(AB本園寺で：／CDE刊F本園寺手…)等が、他の翻刻書には見られない用字である。

この教科書本文が原文や翻刻書本文と最も異なる点は、一話の文章の途中を略すがごとき削除が行われていることである。⑭「其のあがり物を調べ遣し申し候」と「此の外は」の間の、原文「結句かみのかたひ物に候人はしらぬ事お寺は此方次第にて心やすく求め申候」はない。また、⑮「お内儀よこれぬ上着ども」と「脇明けて物敷に致さるべし」の間も、「黒紅に御所車の縫箔の小袖所わきのさいはひ菱の拾地なしの綸子小袖これらを皆く」が取られている。このような教材独自の用字や本文の改変部分から、今日からみてもかなり大胆な原文の改変が窺える。

この教材によつて原文の味わいは損なわれないのか、どのような解釈や指導が行われるのか、という疑問も起こる。そこで本教科書の指導書である高野辰之編『女子國文讀本教授參考書 卷八』（光風館書店、大14・11）における、本教材に関する記述を参照したい。本書は、『女子國文讀本』卷八の「一東洋の秋（芥川龍之介）」から「二五新文学の先駆者（水上瀧太郎）」のそれぞれの教材について、「A要旨（1内容 2形式）、B作者小傳、C解釋（本文中の語釋、譯等）」といった、教授指導用の参考となるべき内容を掲載したものである。

教科書本文テキストで前述の改訂や改変の施された箇所は、教授參考書においてもその文章や語句の形に沿つて語の注釈がなされている。以下のような例である（対応する本文箇所を番号で付記する）。

- ・「下司働き」此の場合、「下司」は下種ゲスとあるを正しいとする。卑しい労働、下人のするやうな仕事。↓⑥
- ・「外は普通にて」駕籠の外部は普通のさまの造りで。↓⑧
- ・「結納」婚約成つて後、嫁・贅の雙方から、その證として音物を取りかはすこと、又その品物。いひいれ。ゆひなふ。↓⑨

独自の用字だつた⑦⑩⑫については、「C 解釋」は次のように指摘する。

- ・「小取廻し」儉約のこと。少人數の取巻のこと。「取巻」とは、人に付きまはつて機嫌をとること。又その人。「小取廻し」の本義は、取りまはしのよいこと。氣のつくこと。↓⑦
- ・「這子雛」お伽這子に同じ。木偶故實に「此人形は嫁入の具にして乗物の先に立て行くべし。先方にて生涯奉公する人形とて御伽奉公ともいふ。離縁の憂なく、伶俐の子をまうけた後めでたかるべき吉例の人形なり。」天兒の形の進歩したもので、頭身共に白い「ねりぎぬ」で包み造り、長さ一尺五寸、又は一尺八寸を定寸とするが、これより小さいものもある。胸中に法華經普門品又は般若心經を入れるといふ。髪は黒い絲で後に下げ、前方へ二つに分けて垂れ、其の中央を金紙で結ぶ。這子・婢子・奉子に作る。母子の義である。嬉遊笑覽に「文徳實錄に、『嵯峨天皇太后崩云云、先是民間訛言云、今茲三日不可作饊以無母子也。識者聞而惡之、至于三月、宮車晏駕、是月亦有太后山陵之事、無其母子遂如訛言』云云」と。又古へは雛人形の傍には必ず天兒・御伽婢子

を立てて共に飾つたものである。而して小兒出生の時、長者の人から贈るもので、宮詣に天兒を用ひない時はお伽這子を代用するを例とした。↓⑪

・「本石地」本石は厚手の絹織物の一首。それを地にして、縫ひや絞りを出す時にかう称する。↓⑫

・「木下」名老舗であろうが、分らない。↓⑫

・「艶鹿子」つやのある鹿子。↓⑫

このうち⑪「這子雛」については注釈も多く、『木偶故実』『嬉遊笑覧』などの出典をもとに筆者が「這子」の用字を用いているとみられる。一方、⑫「本石地で木下の艶鹿子」についてはあまり詳しくなく、意味の不明な点とされている。

本教科書以外の当時の翻刻テキストや注釈書等では、本文中の注釈はどのように行われているのか。西鶴作品の本文翻刻に頭注などで解釈を付記する種々のテキストは、この大正期〜昭和以降に増えてくる。例として「娘自慢」の本文⑦⑪⑫の箇所に関し、前出D及び以下の昭和期の諸文献G〜Lでみられる用字と注を参照してみる。

D有朋堂文庫『西鶴全集 下』頭注（藤井紫彰）

⑦こどりまはし 簡約の意

⑪奉公雛 木偶故實に「此人形は嫁入の具にして乗物の先に立て行くべし先方にて生涯奉公する形とて御伽奉公ともいふ決して離縁の憂なく伶俐の子をまうけた後めでたかるべき吉例の人形なり」

⑫（註なし）、本文「本國寺手木の下のつや鹿子」

G新釋日本文學叢書『井原西鶴集』（日本文學叢書刊行會、昭4・9）

⑦「こどりまはし」⑪「奉公雛」⑫「本國寺手木の下のつや鹿子」（各頭注なし）

H吉田九郎校註『萬の文反古』（要註國文定本総聚、廣文堂、昭3・4）頭注

⑦こどりまはし 簡便に

⑪奉公雛 嫁入道具の一つで乗物の先に行く。嫁入先で生涯奉公する人形という意味で御伽奉公ともいふ。離縁

の心配なく、伶俐な子供を産んで、大變目出度いといふ吉例の人形。

⑫(註なし)、本文「本國寺手、木の下のつや鹿子は、」

I 山崎麓編『西鶴文撰集』(春陽堂、昭7・2) 頭注

⑦こどりまはし 大げさでなく、こじんまり。

⑪奉公雛 嫁入りの時持参する人形で永き契りの縁起を祝ふもの。

⑫(註なし)、本文「本國寺手木の下のつや鹿子は、」※所わき 所風の意か。

J 藤村作『解釋と鑑賞』連載「縁付まへの娘自慢」「同(二)」「(至文堂、昭15・8〜9)

↓『譯註西鶴全集』第一卷(至文堂、昭22・2) 所収

⑦(小どりまはしに) 小じんまりとして。質素に。

⑪(奉公雛) 嫁入道具の一として、昔婦人の持つていつた人形。お伽奉公。

⑫(本國寺手木の下) 京都の町名と思はれる。京雀に「上木の下」「下木の下」「多の木の下」などの町名が見えて

ゐる。※(所わき) 不明。

K 暉峻康隆『日本の書翰體小説』(越後屋書店、昭18・8)

⑦こどりまはし ときばきと簡易なること。

⑪奉公雛 嫁入の具。先方にて奉公する人形の意。

⑫本國寺手木の下をつや鹿子 「二代男」にも「洗鹿子の虫づくし、本國寺のおつやが、ひとつに三とせづ、心をつくし」とある。本國寺は京都下京區五條通にある日蓮宗本國寺。手木の下はその邊の地名で、つや鹿子はおつやといふ女の結うた鹿子の義であらう。※所わき 所あきであらう。即ち総模様の「地なし」に対して模様を散らし置けるもの。/地なし 布帛の地に明きどころなく縫物摺箔を施したもの。

L 頼原退藏・暉峻康隆・野間光辰編『定本西鶴全集』第八卷(中央公論社、昭25・3)

⑦こどりまはし※↓『日本の書翰體小説』註に同 ※所わき、地なしも同様

⑩（頭註なし）、「奉公雛」^{ひな}

⑫本國寺手木の下をつや鹿子 「二代男」にも「洗鹿子の虫づくし、本國寺のおつやがひとつに三とせづ、心をつくし」とある。本國寺は下京區五條通にある日蓮宗本國寺、手木の下はその邊の地名、つや鹿子はおつやといふ女の結うた鹿子。

それぞれの本文や注の変化に、大正と昭和期の本文注釈研究の進展の具合を窺うことができる。⑪「奉公雛」の意味は「娘自慢」の解釈と基本的に同じであるが、原文の「奉公雛」の用字が定着している。⑫はJ藤村作注が京都の地名を示唆し、K暉峻康隆注が特に具体的に「本國寺手木の下」と「お艶」由来説を提示している。⑦「こどりまはし」は、DとJが比較的「簡略」「質素」の意であるのに対し、K暉峻以降「てきぱき」「軽快」「きびきび」のニュアンスを帯び、今日では「(名・形動) (こ) は接頭語。「こどりまわし」とも) 取りまわしがよいこと。気転がきいて、きびきびしていること。軽快できりりとしていること。また、そのさま。ことりまし。」(『日本国語大辞典 第二版』小学館 平13)とされる。『定本西鶴全集』以降の解釈が今日にも引き継がれているとみられる。大正十二年版『女子國文讀本』巻八「娘自慢」の教材採用が試みられた当時、その研究がいかに過渡的な状況であったかを、教科書本文と諸書に知ることができる。本文の改変部分や不十分な語釈部分を抱えつつも、なお作品が教材に選ばれるのはなぜだろうか。

『女子國文讀本教授參考書 巻八』二一「娘自慢」の「A 要旨」には、兵庫屋平右衛門からの娘お初の嫁入仕度の買物の依頼に対する、お初の伯父兵庫屋平九郎の返信であること、その内容の趣旨が整理された後、次のような筆者のコメントが加えられている。

・これは必ずしも元祿時代の豪華に流れた時代の結婚に對する戒めとのみ思つてはならない。直に今日の社会に持つて來ても、どうやら當嵌るやうに思はれる。母親が娘の可愛さに溺れて流行を追つてハイカラに育て上げ、贅澤三昧をさせる結果がどうなるか、又見え外間に囚はれて、不均合な縁組を無理をして迄結んで、それが果して幸福だらうかといふやうな事は改めて言ふ迄もない。二百數十年前の西鶴のこの言葉は直に今日の若い娘

や、派手好きの娘自慢の母親に對するよい訓戒となつて居る。これが此の手紙を讀んで得る道德的方面の注意すべき要點であると思ふ。(1 内容)

・其の時代の派手で贅澤な町家の娘の生活がよく描かれて居る。これでは物堅い伯父でなくとも、とても嫁に行つて堅實な町家の家庭では辛抱出來さうには思はれないであらう。併しこの現象も何だか元祿時代の事でありながら、現代の世相と一脈の共通點を有するやうに思はれる、よく／＼生徒に味はせ度い。(前同)

・候文で穩健を旨として居るが、それで矢張り西鶴特有の勁健奔放辛辣の筆致がある。よく其の特色を味はせ、且つ讀解力を養成させ度い。殊に此の手紙は一種の往來物の形式も取入れて居るから、當時の娘の生活や、嫁入に必要な衣服・道具などの名稱が澤山用ひられて居る、是等の語を成る可く丁寧に説明して頂き度い、これやがて元祿時代の家庭生活の一斑を窺ふ所以であると思ふから。(2 形式)

筆者はまた、「C 解釋」末尾の作品名の項目に、次のような作品觀を記す。

・【萬の文反古】五卷、西鶴著。元祿九年正月刊行。往來物式の書物にして、各文章終りに、西鶴一流の寸評を添へてある處が面白い。本課は第二卷の縁付まへの娘自慢 此文に母親のおごり乗物 手もうごかせぬ奉公難を採つた

この書は西鶴歿後に出版されたもので、西鶴研究者の間に於ては、果して彼の自作であるかどうかについては議論もあるが、今は姑く從來の説に従つて置く。

前述の当時の研究者の評価と比べて、この筆者が話末の「寸評」をも肯定的に捉え、「娘自慢」本話の面白さを何よりも高く評価している点に注目できる。伯父平九郎の説く「道德的方面」の教訓性も認めており、高等女学校生徒に「現代の世相」との「一脈の共通點」を味わせようという教材採録の意図がみられる。もとより書簡文体は候文の「消息」は、文字通り「往來物」とみることも可能で、本作品を「往來物式の書物」とするところには、明治四十年代の『新撰書式文例大全』(一八八四)まで時代の下る書簡文例集が教科書の文範の一つであった意識の名残も感じられる。

この「娘自慢」教材例にみられる、今日から見ても極めて教訓色の強い作品解釈は、中等教育用国語教材としての指導と受容を目指したものと見えよう。しかし、「娘自慢」は「借屋大将」「大晦日」程には採用例が多くはなく、教科書教材としての「定番化」までには至っていないとみられる。その原因は、消息・候文という旧文範が大正末～昭和期において前時代的であること以外に、作品の性質にもあるのではないか。

『女子國文讀本』指導書のような「若い娘や母親に対するよい訓戒」「道德的方面の注意すべき要點」という読み方は、手紙の書き手（伯父の兵庫屋平九郎）の視点に極めて近い、教訓的解釈に寄り添った読者の観方、ということが出来る。「教訓性」のテーマを読み取る指導方針においては、読みは混乱しない方がよいともいえる。が、「縁付まへの娘自慢」についての戦前の西鶴作品解釈には、次のようなものもある。

其處には、物質に役せられる卑陋な心構へが、一生一度の大禮を死人の古着でまじくなほうとする、陋い才覺となつて現れてゐる。(略)彼等自身殆ど唯一絶対的な生の意義と觀てゐた愛慾生活を、陋き飾つて得意がる矛盾と云つてもいい。(略)さういふ神經にとつて、教訓が却つて不道德の要請である位のこととは、恐らく朝食前の事であろう。(略)否定的觀察と適合さつたところに、兎もすれば強調的な表現を與へられやうとしてゐるのは、争へない事實だと思ふ。

(片岡良一『置土産』と『文反古』、『西鶴論稿』万里閣、昭15・8)

伯父平九郎の、如何に儉約とはいへ姪娘の一生に一度の晴着を「死人の古着」で賄う感覚(そして遺品を功利的に処理する寺の俗物性)への異議や嫌悪もまた、呈示されている。この指摘に鑑みると、教材「娘自慢」本文⑭の箇所「結句かみのかたひ物に候人はしらぬ事お寺は此方次第にて心やすく求め申候」という、寺と商人のあざとい営為の記述が削除されたのは、教科書編者が教育的配慮として「大人の社会の裏事情」の衝撃を緩和しようとしたためかとも思われてくる。『万の文反古』の場合、書き手の伯父の視点が一人称小説的に作品全体を統べるかに見えて、同時に「手紙」の文面の書き手の極端すぎる儉約の態度もまた、手紙の読者には相対的に「見さがされ」(『万の文反古』序文)、見透かされるものとなる。むしろ「書き手が気づかない」ことの方が、各章段ごとの話から漏れ味わえる醍醐味として感得されることも多い。近世から現代に至るまで、この作品においてその性質は普遍的に解

積されてきているのではないか。

『女子國文讀本』の教授参考書が示唆する単純化された解釈では、そのテキストの重層的な読みをあえて簡略にしている感がある。教科書の読者である生徒が国語教材として読むにはそれでよい、という教材採用の考え方もあり、その方法も「古典に親しむ」教材化の方策の一つであろう。だがもちろん、書き手の教訓的姿勢を逆説的にも読めることや、「教訓が却つて不道德の要請」になりかねないという一種の反転に、読者が気づくこともありうる。その場合、平九郎の教訓の価値は相対的に揺らぎ、読者である生徒の揶揄をも許しうる。前掲の教授参考書からはそうした読みの許容はあまり感じられない。許容する場合、テキストの女性教訓を尊重し真面目に押し戴くような建前にふさわしからぬ雰囲気となることも予想される。

同じ近世の作品であっても『常山紀談』や『鳩翁道話』等がテキストである場合は、このようなことは起こらないのではないか。西鶴作品の「文学教材」化が試みられる時、もしそれが国語教育的な「カノン」(古典)¹²⁾になりにくいものであったとするならば、その要因は、単に作品に描かれた「俗」の「写実」にだけではなく、テキストに描かれるものが読者に及ぼすその作用の性質にもあると考えられるのである。

注

- (1) 拙稿「戦前の国語教科書と西鶴浮世草子——「蚤の籠ぬけ」教材と作品受容——」(『日本文学』第63巻第1号、平26・1)
- (2) 竹野静雄『近代文学と西鶴』(新典社、昭55・5)
- (3) 八木雄一郎「中学校教授要目における教科内容決定の根拠——講読(『国語講読』)および『国文学史』の規定の変遷とその意味——」(筑波大学『学校教育学研究紀要』2、平21・3)、同「国語科教育史における『古典』概念の成立時期についての一考察」(同3号、平22・3) 他
- (4) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第五卷 国語(二)』(講談社、昭39・3) 所収
- (5) 拙稿「西鶴作品教材化の背景と『古典教育』観」(『文芸と思想』76、平24・2)

- (6) 佐藤泉『国語教科書の戦後史』(シリーズ言語と社会4、勁草書房、平8・5)
- (7) 谷脇理史「万の文反古 解説」、新日本古典文学大系『武道伝来記 西鶴置土産 万の文反古 西鶴名残の友』(岩波書店、平1・4) 所収
- (8) 堀切実「西鶴と古典教育——『本朝二十不孝』教材化案——」(『西鶴と浮世草子研究』1、平18・6)
- (9) 同。
- (10) 日本名著全集『西鶴名作集 下』。谷脇理史『西鶴を樂しむ』3 創作した手紙『万の文反古』(清文堂出版、平16・7)「九遺稿集ゆえの問題」で山口解説が「初めて西鶴作への疑問を提示することになる」とするが、外題『西鶴文反古』をもつ作品が西鶴作としてテキスト刊行される一方、西鶴作疑義や偽作説の指摘は大正期にもみられる。本格的な本文批判と分析による初めての指摘が山口解説であったとみるべきか。
- (11) 八畝友広「明治期の往来物に関する研究」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』62-1、平25・12)
- (12) ハルオ・シラネ編『創造された古典——カノン形成・国民国家・日本文学』(新曜社、平11・4) 所収、堀切実「俳聖芭蕉像の誕生とその推移」、及びハルオ・シラネ「カリキュラムの歴史的変遷と競合するカノン」